

住田町下水道事業

(特定環境保全公共下水道)

経営戦略

(令和8年度～令和17年度)

令和8(2026)年3月

住田町建設課

住田町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 住田町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

| | | | |
|-----------------------|----------------------|----------------------------|---------------------------------|
| 供用開始年度 (供用開始後年数) | 平成15年度 (供用開始後23年) | 法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分 | 法適(一部適用) (令和2年4月地方公営企業法一部適用) |
| 処理区域内人口密度 | 17.98 人/㎓ | 流域下水道等への 接 続 の 有 無 | なし |
| 処 理 区 数 | 1区(世田米処理区) | | |
| 処 理 場 数 | 1箇所(世田米浄化センター) | | |
| 広域化・共同化・最適化 実施状況*1 | 実施なし | | |

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

| | | | | | |
|-------------------------------------|--|---------|-------------------------------------|-------|---------|
| 一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方 | 使用料は従量制となっている。 【基本使用料】 10㎡まで:1,800円 【従量使用料】 10㎡を超え 20㎡まで:1㎡につき150円 20㎡を超え 30㎡まで:1㎡につき160円 30㎡を超え 40㎡まで:1㎡につき170円 40㎡を超え 50㎡まで:1㎡につき180円 50㎡を超え100㎡まで:1㎡につき190円 100㎡を超えるもの:1㎡につき200円 ◆ 下水道使用料=基本使用料+従量使用料 ◆ 別途消費税及び地方消費税が加算される | | | | |
| 業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方 | 該当なし | | | | |
| その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方 | 臨時用 【基本使用料】 10㎡まで:1,800円 【従量使用料】 10㎡を超えるもの:1㎡につき200円 | | | | |
| 条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載 | 令和4年度 | 3,740 円 | 実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載 | 令和4年度 | 3,792 円 |
| | 令和5年度 | 3,740 円 | | 令和5年度 | 3,820 円 |
| | 令和6年度 | 3,740 円 | | 令和6年度 | 3,813 円 |

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

| | |
|--------|---|
| 職 員 数 | 上下水道担当は令和7年度現在3人で、業務は簡易水道事業、下水道事業、浄化槽事業等に兼務して従事している。職員給与の予算措置については、簡易水道事業会計に1人、下水道事業会計に1人としている(主事・技師級)。 |
| 事業運営組織 | 平成14年度に水道課を建設課に、建設課(水道係、下水道係)として統合。 平成27年度に建設課水道係と下水道係を上下水道係に統合。 令和4年度に体制変更のため上下水道担当へ変更。 |

(2) 民間活力の活用等

| | | |
|---------|---------------------------------|---|
| 民間活用の状況 | ア 民間委託 (包括的民間委託を含む) | 世田米浄化センター及びポンプ設備の運転・維持管理、汚泥搬出及び処理、マンホールポンプの清掃管理、電気施設の保安点検等の業務を民間委託している。 |
| | イ 指定管理者制度 | 導入なし |
| | ウ PPP・PFI | 導入なし |
| 資産活用の状況 | ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4 | 該当事業なし |
| | イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5 | 該当事業なし |

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)は次のとおり。経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、経年比較や全国の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行っている。

- ・ 経費回収率(下水道使用料で回収すべき汚水処理費をどの程度使用料で賄えているかを表す指標)は、平均値で84%となっており、改善の余地がある。
- ・ 汚水処理原価(に係るコストを表した指標)は、近年上昇傾向にあり、令和5年度には類似団体の平均値を上回る水準となっている。
- ・ 有形固定資産減価償却率(資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標)は、近年類似団体の平均値を下回っている。当該値は約20%となっているが、徐々に上昇し本格的な更新時期の到来が見込まれる。
- ・ 管渠老朽化率(法定耐用年数を超えた管渠延長の割合)は0であり、本格的な更新時期に至るのは先である。

引き続き、分析結果等を踏まえながら経営の健全性・効率性への対応を検討する。

※ 経営比較分析表は次ページ

経営比較分析表（令和6年度決算）

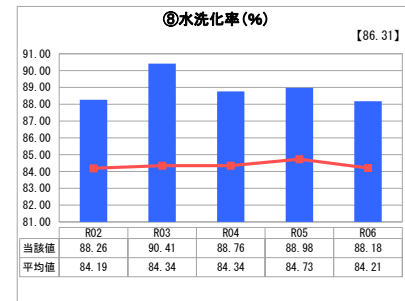
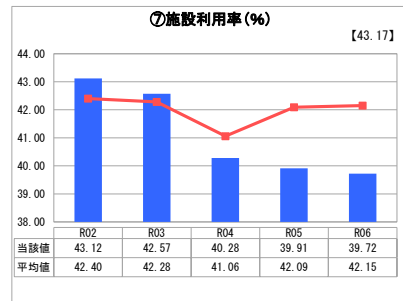
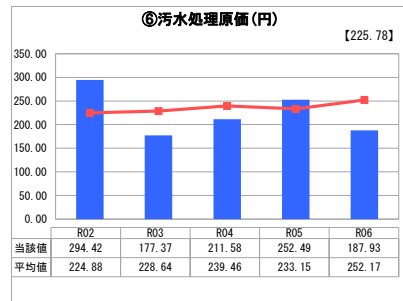
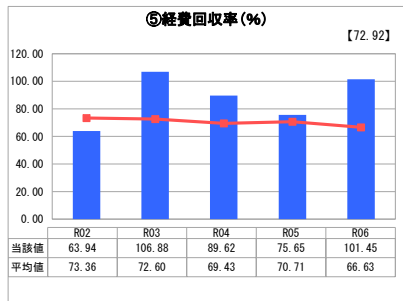
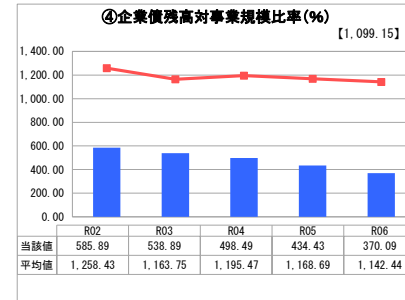
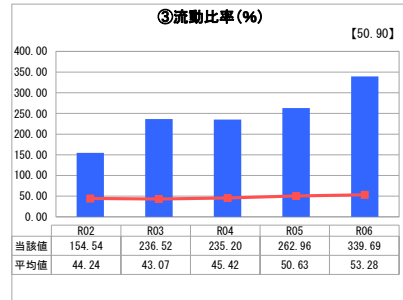
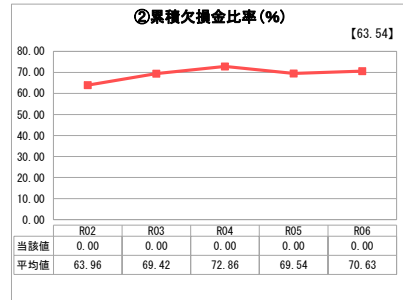
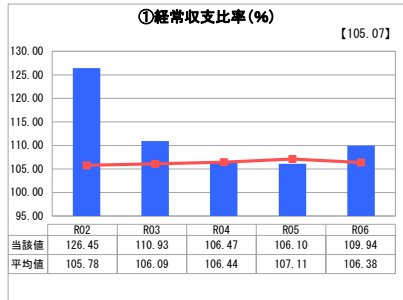
岩手県 住田町

| 業務名 | 業種名 | 事業名 | 類似団体区分 | 管理者の情報 |
|-----------|-------------|-------------|--------|--------------------------------|
| 法適用 | 下水道事業 | 特定環境保全公共下水道 | D2 | 非設置 |
| 資金不足比率(%) | 自己資本構成比率(%) | 普及率(%) | 有収率(%) | 1か月20m ³ 当たり家賃料金(円) |
| - | 86.80 | 37.24 | 98.97 | 3,630 |

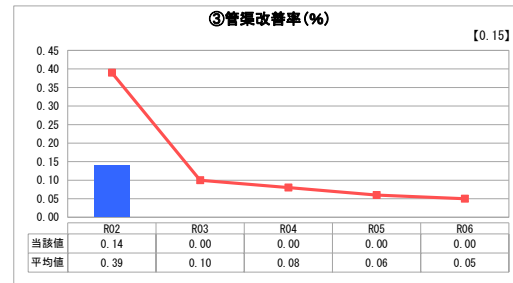
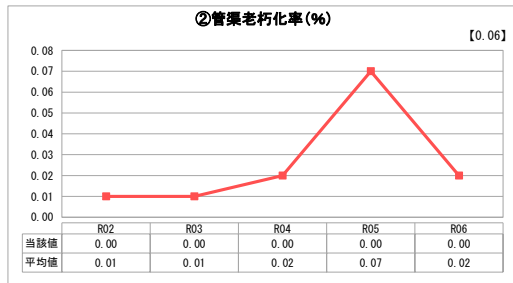
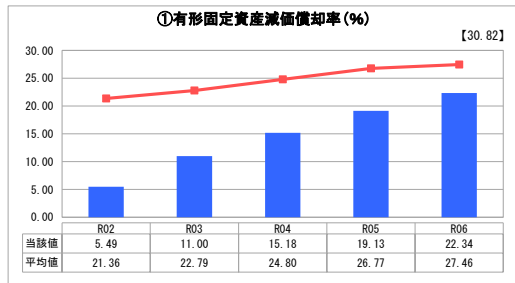
| 人口(人) | 面積(km ²) | 人口密度(人/km ²) |
|------------|--------------------------|-------------------------------|
| 4,681 | 334.84 | 13.98 |
| 処理区域内人口(人) | 処理区域面積(km ²) | 処理区域内人口密度(人/km ²) |
| 1,726 | 0.96 | 1,797.92 |

| グラフ凡例 |
|----------------|
| ■ 当該団体値(当該値) |
| — 類似団体平均値(平均値) |
| 【】 令和6年度全国平均 |

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

経常収支比率は、100%を超えて推移している。経費回収率は類似団体平均値を上回っているが、100%に満たないこともあり年度間の変動が大きい状況にある。変動要素をふまえた上で経費回収率を取り扱う必要がある。今後、人口減少による収益の減少に対し、物価等の上昇による経費の増加により、経常収支比率は減少傾向になると見込まれる。単年度収支の黒字を維持していくため、維持管理等の費用を抑えつつ、使用料見直しによる収益の増加を図る必要がある（令和7年度に使用料改定を検討。令和8年度に下水道審議会を実施予定）。

企業債残高対事業規模比率は、区域拡張など新規の事業には着手していないことから類似団体平均の半分以下となっている。令和6年度以降はストックマネジメント計画のもとに、施設更新事業を順次実施していく予定であることから、企業債残高の増加が見込まれる。

経費回収率は、下水道使用料が横ばいであるのに対して、汚水処理費が減少（主な要因として、人事異動による人件費の減少、修繕費の発生が少なかったことが挙げられる。）したことにより上昇している。この先、処理場設備の修繕の増加が見込まれ、汚水処理原価が高くなる可能性がある。使用料改定により収益を確保し、経費回収率の改善を目指していく必要がある。

施設利用率については、年々減少傾向しており、類似団体平均を下回る傾向にある。半分以上の利用率は施設が遊休状態に傾いたため、施設規模の検討を進めていく。

2. 老朽化の状況について

供用開始が、平成15年4月となっており事業全体で見ると老朽化が高い状況にはないが、処理場内における電気及び機械設備は耐用年数を過ぎる段階にきており、今後多額の修繕費を要することが想定される。管路においては、耐用年数が長いことから更新時期までに必要な財源確保に努める必要がある。

また、上記のことを踏まえ、今後の施設への投資費用を明確化するために令和4年度にストックマネジメント基本計画、令和5年度に同修繕改良計画を策定した。その結果、年間3,000万円の更新費用が必要と試算されている。企業債及び補助制度を活用しながら計画的な更新を実施していく。

全体総括

経常収支比率の悪化は、経営の悪化を意味している。人口減少による有収水量の減は、今後も続いていくことが予想され、事業運営の大きな課題である。収入が伸び悩む中で、人件費の上昇や物価高騰による維持管理費等の増大が懸念され経営が厳しくなることが見込まれる。そのため、これまで以上に収益の確保、費用削減の方法を考えていかなければならない状況にある。令和7年度に使用料改定を検討し、令和8年度に下水道審議会を実施する予定である。

また、人員確保が困難なところであるため、広域的な人材確保の取組みやPPP等の活用について検討を進める。

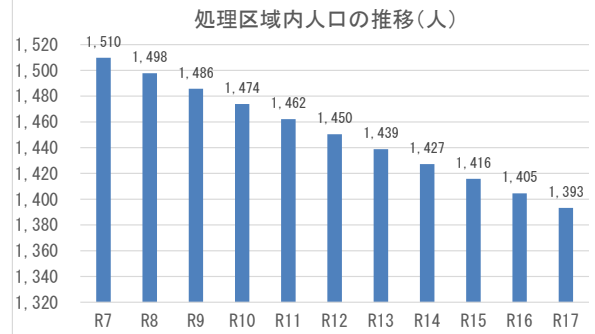
下水道事業の継続のため、経営戦略、ストックマネジメント計画等をもとに計画的な事業運営に努めていく必要がある。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

2. 将来の事業環境

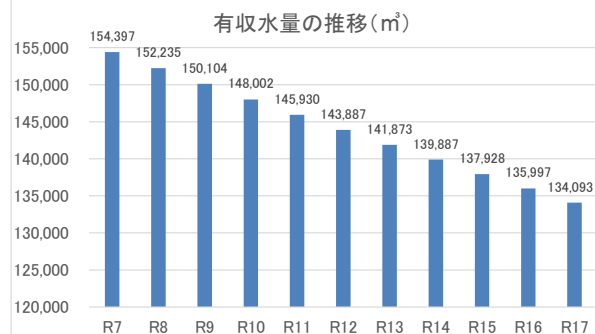
(1) 処理区域内人口の予測

下水道処理区域内人口は、これまでの減少率を鑑みて前年度比△0.8%と想定すると、令和17年度において処理区域内人口は1,393人となる見込みである。実際の人口の減少率は、推計以上に大きくなる可能性が高く、予測した人数よりも減少することがあり得る。



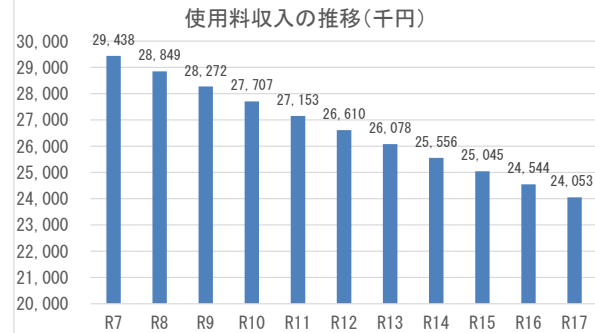
(2) 有収水量の予測

有収水量は、これまでの減少率を鑑みて前年度比△1.4%と想定すると、令和17年度において有収水量は134,093m³となる。人口減少に伴う使用水量の減少に加え、節水技術の進歩により減少の傾向が強く見込まれる。



(3) 使用料収入の見通し

処理区域内人口及び有収水量が減少していくことから、下水道使用料も同様に減少していくものと予測される。下水道使用料を改定しない場合、令和17年度の使用料収入は24,053千円となる。現在の下水道使用料では、より経営が厳しい状況となることが予想される。収益改善に向けた使用料改定の検討は必要といえる。



(4) 施設の見通し

本町の下水道普及率は令和6年度末現在で、37.24%となっている。人口減少の実情から、費用対効果や財政状況を踏まえて新たな区域拡張はしない方針である。下水道施設は設置から23年が経過しているが、管渠については耐用年数を迎えるのが約25年後であるため、直近で見込まれる修繕等の費用は少ない。しかし、マンホールポンプや処理場施設内の電気及び機械設備は耐用年数を過ぎているものもあり、年々維持管理に係る費用は増加傾向にある。維持管理費用等を抑えるためには、施設更新が必要となるが、同時期に建設した施設であることから更新費用が集中することが想定される。今後は、ストックマネジメント基本計画及び改築実施計画等に基づき、重要度や優先度を踏まえて更新時期を明確にし、長期的な視点で効率的な施設更新を進めていく。

(5) 組織の見通し

現体制は、建設課上下水道担当で3人体制となっており、これ以上の人員削減を検討することは、現実的ではなく、最低限現体制の維持が必要である。また、全国的な状況と同様に技術職員の確保が難しい状況にあり、技術職員への業務負担が過多になる可能性がある。また、事務職員の公営企業会計の基礎知識習得が課題となっている。

人材確保が難しい場合は、近隣事業者との連携、外部委託及び定型業務のシステムへの代替等による運営体制の維持が必要となってくる。

3. 経営の基本方針

将来的な人口減少を見据え、下水量に応じた浄化センター設備の適正化・効率化を図る。また、収益悪化が懸念されるなかで、事業の維持及び施設更新を進めていくため、経営の健全化に一層努める。以下の5項目に重点を置く。

① 適切で計画的な事業執行

平成15年の供用開始から約22年が経過した現在、下水道への接続数は事業開始以降年々増加傾向にある。しかし、今後は維持管理面において、老朽化していく施設の長寿命化等を検討・実施しなければならない時期を迎えており、さらには、高齢化や人口減少が益々進行することが考えられるため、料金水準等も検討した上で、財政計画を策定し計画的な経営改善を続けていく必要がある。

② 効率的な事業執行

業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組み、これまでと同様に民間委託の活用により業務効率化を図りつつ、包括的民間委託等についても今後検討していく。また、広域化・共同化によりコスト削減できる業務については、近隣事業体と協議を進め、検討していく。

③ 収入の確保と負担の適正化

財政基盤の強化のため、収入の確保と一般会計(公費)との負担区分の適正化を図る。また、収入確保のため使用料の収納率を向上させることともに、国庫補助金や企業債等について的確に資金調達を行っていく。

下水道使用料について見直しを行い、営業収益の増加を目指す。

④ 水洗化の促進

公共用水域の水質保全のため、下水道未接続者の解消に向け、広報等の周知により加入促進を行っていく。

⑤ 災害・危機管理対策

本町では、災害に対する事業継続計画(BCP)を策定していることから、災害が発生した場合は、事業継続計画に従い、被災した下水道施設の特定を行い、影響を受ける範囲を把握し町民に周知するとともに、応急対策等を実施していく。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

| | |
|-----|---|
| 目 標 | <p>【目標】改築・更新の判断基準と改築・更新予定について位置付けたストックマネジメント計画等に基づき、当面、処理場設備の更新を実施する予定である。経営戦略の期間である令和8年度～令和17年度の10年間は、主に処理場施設を中心とした施設更新事業を行う。適切な更新等により修繕費用の削減を図る。</p> <p>【目標指標】R17 経費回収率100%(R6:101.45%)</p> |
|-----|---|

<全体的な考え方>

当町は、平成27年度の事業計画の変更をもって、下水道区域内の整備はほぼ概成していることから、今後は下水道区域内の整備済みの施設・設備の更新及び修繕が主となる。特に、管路及び処理場施設における電気、機械設備は供用開始から23年を経過し、耐用年数を過ぎ、修繕費用の増加が予想される。令和4年度にストックマネジメント計画、令和5年度にストックマネジメント修繕改築計画、令和6年度に世田米浄化センター改築実施計画(対象期間：R6-R10)を策定し、それに基づき更新事業を実施する予定としている。設備の優先順位から更新時期を明確化し、投資の平準化・維持管理費の削減を実施していく。

<各項目の積算根拠>

(建設改良費)R7～R10:世田米浄化センター設備更新(制御監視設備、反応タンク設備、消毒設備)R7 57,473千円、R8 224,688千円、R9 232,251千円

R11:10,000千円として計上(次期改築実施計画策定に関連する経費)

R12～R17:30,000千円として計上(支出抑制のための上限設定)

(減価償却費)現在の施設における減価償却予定額に、新たに建設改良した事業分を加えて計上。

(企業債償還金)現行の償還予定額に、新たに借入分の償還金を加えて計上。

② 収支計画のうち財源についての説明

| | |
|-----|--|
| 目 標 | <p>【目標】人口減少に伴い使用料収入が毎年減収となるが、下水道使用料改定等の営業収益の増加に努めつつ維持管理費を抑制しながら収支の均衡を図り、経営の健全化を目指す。</p> <p>【目標指標】R17 経常収支比率 100%以上(R6:109.94%)</p> |
|-----|--|

<全体的な考え方>

当事業における収益的収入の主な財源は、営業収益の使用料収入、営業外収益の一般会計繰入金となっている。使用料収入においては、今後の人口減少により減収は避けられないものと想定しており、整備区域内の水洗化率の向上に努めることにより、減少率を抑えていきたいと考えている。しかしながら、一定の収入を確保するためには、下水道使用料体系の見直しを検討する必要があると考えている。

また、一般会計繰入金については、国が示す繰出基準に基づく繰入となっているが、経常費用の経過を注視しながら収支均衡となるようにコスト削減を実現しながら基準外繰入についても、使用料改定と併せて検討して行く必要がある。

資本的収入における主な財源は、一般会計繰入金及び国庫補助金、企業債となっている。一般会計繰入金は、当年度の企業債元金償還相当額とし、後年度の施設更新に向けた財源として確保していく。国庫補助金は、社会資本整備総合交付金を活用して、建設改良費の財源として確保していく。企業債については、過疎対策事業債及び下水道事業債を見込んでいる。

<各項目の積算根拠>

(国庫補助金)社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)として建設改良費の5.5/10を計上。

(他会計出資金・補助金)後年度の施設更新に向けて、企業債元金償還金相当額を計上。

(企業債)建設改良費の国庫補助金分控除額の負担分のほとんどを企業債(過疎対策事業債及び下水道事業債)による財源として計上。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

| |
|---|
| <p>近隣市町村との距離があるため、施設・設備の統合等はできないことから現在の管渠施設及び処理場施設に係る経費の削減に努める。</p> <p><各項目の積算根拠> (職員給与費)職員の異動等もあり、職員配置により変動が大きいことから平均として30歳を標準モデルとして試算している。改定分も見込み段階的に引き上げている。 (委託料)下水道施設維持管理業務、汚泥処理業務、水質検査業務等を民間へ委託し、人件費等の削減を図っている。また、長期継続契約とすることで委託料の削減に努めている。 (薬品費)施設維持管理業務の中に薬品費を含むことで、個別に購入よりも効率化し、経費の削減を図っている。 (修繕費)施設更新していくことで修繕費の削減を図る。しかしながら突発的な修繕は予想されるため、一定費用を見込んでいる。物価上昇を考慮し前年度+1%として試算している。なお、R10分については支出抑制のため減額となっている。 (動力費)下水道施設が今後増える計画はないが、電気料金等の価格上昇を見据えて前年度+1%として計上。</p> |
|---|

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

| | |
|------------------------------|--|
| 広域化・共同化・最適化に関する事項 | 現時点での導入については、未検討である。しかしながら、事業運営体制維持等のためにこうした取組が必要と見込まれるため、今後、本格的に検討を進めていく。 |
| 投資の平準化に関する事項 | 施設全体の今後老朽化進展状況を考慮し、点検・調査に基づく優先順位付けを行った上で修繕・改築等の最適化を目的として、ストックマネジメント計画を定期的(5年に1度)に更新する。毎年の決算状況にも注意を払いながら、計画に基づいて投資の平準化を図っていく。 |
| 民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど) | 事業規模が小さいため、現時点での導入については、未検討である。今後の動きは、上記広域化等の事項と同様。 |
| その他の取組 | 電力契約の精査や省エネルギー化による経費の削減を図る。また、クリーンエネルギーの導入(転換)可能性を模索する。 |

② 今後の財源についての考え方・検討状況

| | |
|--------------------|---|
| 使用料の見直しに関する事項 | 多額の投資を行う世田米浄化センター設備の再構築については、国庫補助金及び企業債による計画としているが、独自の財源である下水道使用料の増額も視野に入れて、実施を検討している。 3～5年の期間で経営状況を把握し、使用料の推移や推計を基に費用に対する収入を検討し、費用を補うことができない場合、下水道使用料体系の見直しを検討する。 |
| 資産活用による収入増加の取組について | 具体的な取り組みはなし。 |
| その他の取組 | 建設改良費にあたっては、今後の下水道人口の推計を基に交付税措置の有利な起債の借入など、適切な財源確保について検討する。 |

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

| | |
|--|--|
| 民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど) | PPP/PFIなどの民間的経営手法の導入については、事業の公共性と効率性を考え、今後の検討課題と捉えている。 |
| 職員給与費に関する事項 | 本町の給与制度による。 |
| 動力費に関する事項 | 電力契約が適正なものか検討し、コスト削減に努める。 |
| 薬品費に関する事項 | 包括的民間委託等によりコスト削減が可能か検討する。 |
| 修繕費に関する事項 | 管渠施設に係る修繕費の計上は今後の経営状況から検討していく必要がある。 また、老朽化して行く施設の長寿命化等を検討して行く必要がある。 |
| 委託費に関する事項 | 近隣市町村と共同委託できる業務内容及び委託期間について検討し、経費の削減、効率化を検討していく。 |
| その他の取組 | 水酸化促進、収納率向上など財源確保につながる経費について費用対効果を検証しつつ取組む。また、利用者に対し、ホームページや広報誌等により下水道の財政状況についてわかりやすい情報公開に努める。 |

④ 収支構造の適正化及び経費回収率の向上に向けた取組・ロードマップ

<収支構造の適正化>
 今後の見通しでは、使用料改定を行わない場合、減収は著しく進んでいく見込みである。また、一般会計繰入金(基準内)についても減少傾向が予想され、経営状況は一層厳しくなる。
 下水道の汚水を処理するための経費(公費負担分を除く)は使用料で賄うことが原則であるが、すべてを使用料収入で賄えていない状況である。現状、収入の大部分を一般会計繰入金に頼っている状況である。現在の使用料は平成23年以降改定されておらず(消費税のみの改定は除く)、収益構造の適正化のため、使用料負担分及び公費負担分の精査が必要である。使用料及び一般会計繰入金の在り方を見直し、経費回収率の向上を図る。
 収入増加及び費用削減のための取組の両面で、経営努力を行うことが必要である。

<経費回収率の向上に向けた取組・ロードマップ>
 収支構造の適正化を図るための 具体的取組及び実施予定時期について、次のとおりとする。

【収入増加のための取組】

- ・ 使用料の検討・改定
 将来的な見通しを勘案したうえで、安定的な使用料収入を確保していくため、5年ごとに適正な使用料水準を検討する。また、一般会計繰入金の精査を行い、公費負担額の水準や在り方について検討する。
- ・ 未接続世帯・未納(滞納)世帯への対策
 使用料収入の減少要因を抑えるよう対策を講じていく。

【支出削減のための取組】

- ・ 広域化・共同化等による経費削減
 効率的な事業運営や技術職員の減少問題に対応するために、実現の可能性について引き続き検討する。また、共同発注等による費用削減も取り組んでいく。
- ・ 民間活力の活用
 官民連携(PPP/PFI)の活用導入は、小規模な事業体でも導入検討を行うことが望ましいとされている。維持管理コストの削減を図るべく、民間活用の可能性について検討を進める。
- ・ スtockマネジメント計画による効率的な下水道施設管理、投資の合理化・平準化
 Stockマネジメント計画に基づき、長寿命化を含めた計画的な修繕・更新等を行う。また、定期的な事業計画の見直しにより、ライフサイクルコストの低減を図る。

| | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 | R17 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 経営戦略策定 | | | | | | | | | | | | |
| 経営戦略期間 | | | | | | | | | | | | |
| 経営戦略見直し | | | | | | | | | | | | |
| 使用料見直し・検討 | | | | | | | | | | | | |
| 使用料改定 | | | | | | | | | | | | |
| 一般会計繰入金の精査 | | | | | | | | | | | | |
| 支出削減の取組 | | | | | | | | | | | | |
| 経費回収率の目標 (%) | 101.5 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

| | |
|----------------------------|---|
| <p>経営戦略の事後検証、改定等に関する事項</p> | <p>毎年度、決算情報をもとに進捗管理(モニタリング)を行い、最低限5年ごとに見直し(ローリング)を行う。PDCAサイクルによる経営戦略の事後検証を行い、現状と合わない部分について経営戦略の改定(更新)を行っていく。その際、収支実績や投資・財政計画に係る目標指標の確認、分析を実施していく。</p> |
|----------------------------|---|

投資・財政計画 (収支計画)

下水道事業会計

(単位:千円)

| 区 分 | | 年 度 | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|---------------|------------|------------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | R5 (決算) | R6 (決算) | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 | R17 | |
| 資本的収入 | 1. 企業債 | | | 9,700 | 65,000 | 82,800 | 19,800 | 4,500 | 13,500 | 13,500 | 13,500 | 13,500 | 13,500 | 13,500 | |
| | うち資本費平準化債 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2. 他会計出資金 | 34,454 | 35,117 | 35,794 | 36,323 | 38,083 | 30,151 | 31,075 | 22,517 | 31,789 | 27,793 | 24,475 | 22,975 | 23,932 | |
| | 3. 他会計補助金 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4. 他会計負担金 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5. 他会計借入金 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 6. 国(都道府県)補助金 | | 2,794 | 11,880 | 79,750 | 101,200 | 24,200 | 5,500 | 16,500 | 16,500 | 16,500 | 16,500 | 16,500 | 16,500 | 16,500 |
| | 7. 固定資産売却代金 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 8. 工事負担金 | 439 | | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| | 9. その他 | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 (A) | 34,893 | 37,911 | 57,474 | 181,173 | 222,183 | 74,251 | 41,175 | 52,617 | 61,889 | 57,893 | 54,575 | 53,075 | 54,032 | | |
| (A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 純計 (A)-(B) (C) | 34,893 | 37,911 | 57,474 | 181,173 | 222,183 | 74,251 | 41,175 | 52,617 | 61,889 | 57,893 | 54,575 | 53,075 | 54,032 | | |
| 資本的支出 | 1. 建設改良費 | 704 | 5,588 | 21,600 | 145,000 | 184,000 | 44,000 | 10,000 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | |
| | うち職員給与費 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2. 企業債償還金 | 37,965 | 38,628 | 39,303 | 39,423 | 39,713 | 30,850 | 31,075 | 22,517 | 31,789 | 27,793 | 24,475 | 22,975 | 23,932 | |
| | 3. 他会計長期借入返還金 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4. 他会計への支出金 | | | | | | | | | | | | | | |
| 5. その他 | | | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | |
| 計 (D) | 38,669 | 44,216 | 61,903 | 185,423 | 224,713 | 75,850 | 42,075 | 53,517 | 62,789 | 58,793 | 55,475 | 53,975 | 54,932 | | |
| 資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E) | 3,776 | 6,305 | 4,429 | 4,250 | 2,530 | 1,599 | 900 | 900 | 900 | 900 | 900 | 900 | 900 | 900 | |
| 補填財源 | 1. 損益勘定留保資金 | 3,712 | 5,797 | 4,129 | 3,950 | 2,230 | 1,299 | 600 | 600 | 600 | 600 | 600 | 599 | 598 | |
| | 2. 利益剰余金処分額 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3. 繰越工事資金 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4. その他 | 64 | 508 | 300 | 300 | 300 | 300 | 300 | 300 | 300 | 300 | 300 | 301 | 302 | |
| 計 (F) | 3,776 | 6,305 | 4,429 | 4,250 | 2,530 | 1,599 | 900 | 900 | 900 | 900 | 900 | 900 | 900 | 900 | |
| 補填財源不足額 (E)-(F) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 他会計借入金残高 (G) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 企業債残高 (H) | | | | | | | | | | | | | | | |

○他会計繰入金

(単位:千円)

| 区 分 | | 年 度 | | | | | | | | | | | | |
|--------|----------|------------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | R5 (決算) | R6 (決算) | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 | R17 |
| 収益的収支分 | | 31,967 | 24,774 | 21,882 | 26,902 | 28,849 | 35,707 | 37,560 | 39,480 | 40,849 | 35,688 | 37,080 | 36,600 | 40,126 |
| | うち基準内繰入金 | 31,967 | 24,774 | 21,882 | 26,902 | 28,849 | 35,707 | 37,560 | 39,480 | 40,849 | 35,688 | 37,080 | 36,600 | 40,126 |
| | うち基準外繰入金 | | | | | | | | | | | | | |
| 資本的収支分 | | 34,454 | 35,117 | 35,794 | 36,323 | 38,083 | 30,151 | 31,075 | 22,517 | 31,789 | 27,793 | 24,475 | 22,975 | 23,932 |
| | うち基準内繰入金 | | | | | | | | | | | | | |
| | うち基準外繰入金 | 34,454 | 35,117 | 35,794 | 36,323 | 38,083 | 30,151 | 31,075 | 22,517 | 31,789 | 27,793 | 24,475 | 22,975 | 23,932 |
| 合 計 | | 66,421 | 59,891 | 57,676 | 63,225 | 66,932 | 65,858 | 68,635 | 61,997 | 72,638 | 63,481 | 61,555 | 59,575 | 64,058 |

原価計算表

供用開始年月日 平成 15 年 4 月 1 日
 処理区域内人口 1,726人
 計算期間 自R8年4月 至R13年3月
 (5年間)

収入の部

| 項 目 | 金 額 | | | |
|-------------|--------------|---------------|----------|----------------|
| | 最近1箇年間の実績 | 投資・財政計画計上額(A) | 公費負担分(B) | 使用料対象収支(A)-(B) |
| 使 用 料 (X) | 千円 29,856 | 千円 32,708 | 千円 | 千円 32,708 |
| 受 託 工 事 収 益 | 0 | 0 | | 0 |
| そ の 他 | 90 | 100 | | 100 |
| 合 計 | 29,946 | 32,808 | 0 | 32,808 |

支出の部

| 項 目 | 金 額 | | | | |
|-----------------------------|-------------------------------|-----------------------|-------------------|----------------|-------|
| | 最近1箇年間の実績 | 投資・財政計画計上額(A) | 公費負担分(B) | 使用料対象収支(A)-(B) | |
| 営業費用 | 人 給 料 | 千円 2,581 | 千円 3,232 | 千円 3,232 | |
| | 件 退 職 給 付 費 | | | 0 | |
| | 費 そ の 他 | 1,899 | 2,909 | 2,909 | |
| | 経 費 | 動 力 費 | 4,523 | 4,688 | 4,688 |
| | | 修 繕 費 | 1,206 | 2,500 | 2,500 |
| | | 材 料 費 | | | 0 |
| | そ の 他 | 14,549 | 15,044 | 15,044 | |
| 減 価 償 却 費 | 64,603 | 74,596 | 15,637 | 58,959 | |
| 小 計 | 89,361 | 102,969 | 15,637 | 87,332 | |
| 外 支 払 利 息 | 支 払 利 息 | 4,625 | 4,202 | 988 | 3,214 |
| | そ の 他 | 2,770 | 1,000 | | 1,000 |
| 小 計 | 7,395 | 5,202 | 988 | 4,214 | |
| 合 計 (Y) | 96,756 | 108,171 | 16,625 | 91,546 | |
| | 使用料算定期間(開始)償却資産(期首残高) | 使用料算定期間(終了)償却資産(期首残高) | 使用料算定期間償却資産(平均残高) | 資産維持費率 | |
| | 千円 1,543,090 | 千円 1,544,171 | 千円 1,543,631 | 3% | |
| 資 産 維 持 費 (Z) | 資産維持費=使用料算定期間の平均償却資産残高×資産維持費率 | | | 46,309 | |
| 使 用 料 対 象 経 費 (Y) + (Z) | (営業及び営業外費用)+(資産維持費) | | | 137,855 | |
| | (X)/((Y) + (Z)) * 100 = | | | 23.73 | |

<料金水準についての説明>

下水道事業は、使用料対象経費に対する使用料金収入の割合が30%弱となる見込みであり、非常に厳しい経営状況と言える。これは、増収見込分を加味した推測であるが、それでもなお、使用料でまかなうことが難しく、依然として厳しい状況が続くことが予想される。

独立採算による経営の実現は難しいところであるが、少しでも近づけるように、使用料や経費の見直しを行っていく必要がある。

1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。

2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。

3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。